

## ～ お知らせ ～

東京医科大学茨城医療センターが平成24年12月1日から  
(茨城県稲敷郡阿見町中央)  
保険医療機関の指定取り消しの行政処分を受けました！

この医療機関での受診はどうなるのでしょうか？

12月1日以降の診療は、健康保険証が使用できなくなりました。

12月1日以降に受診した場合は、**全額自己負担**となります。

できるだけ、他の医療機関を受診してください。

### 特別措置

健康保険組合連合会(健保組合)では、以下の事由により  
**別表**に該当する場合のみ  
受診者の方にはこれまでと同様の窓口負担(一部負担)と  
する措置をおこないます

特別措置をおこなう事由とは……

同医療センターは、外来1日約1,000人、救急搬送患者は年間3,000人にものぼり茨城県南西部における医療提供の中核的な役割を担っているため、止むを得ず同医療センターを受診する患者がいることも想定され、行政処分を受けて以降は入院患者の転院や救急患者の受入制限をおこなうも、転院困難者等約260人が現在も入院中であるなどの状況があるため。

**別表**に該当し、止むを得ず受診する場合は……

指定取消処分を受けているため保険証は使用できませんが、病院で手続きをしていただくことで、これまでと同様の個人負担(一部負担)で済みます。

印鑑をご持参いただき、病院に用意された『療養費支給申請書』及び『委任状』にご記入・押印ください。

〔本来、「療養費払い」とは、保険診療が困難な場合に患者が全額医療機関に支払い、後に『療養費支給申請書』を健保組合へ提出し保険者負担分(7割等)を還付してもらう手続。この還付を病院に委任し自己負担分のみ支払う措置。〕

【別表】

12月1日以降、東京医科大学茨城医療センターを受診した加入者のうち、受領委任払いの対象とする患者の方は、つぎの表のとおりとします。 (これまでどおりの自己(一部)負担)

新患の場合	継続受診の場合
<p>救急車搬送による救急患者とその再診</p> <p>周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児。</p> <p>周産期は一般的には出産後7日までであるが、上記の出産後のケースは、7日以降も療養費の対象とする。</p>	<p>12月以前に入院していて、転院により病状が悪化と思われる患者</p> <p>周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児。</p> <p>周産期は一般的には出産後7日までであるが、上記の出産後のケースは、7日以降も療養費の対象とする。</p> <p>人工透析患者 (透析、腹膜かん流)</p> <p>公費負担の難病疾患の治療を受けている患者の当該治療</p>

上表の方以外で受診された方は、全額自己負担となります。